

第2章 自動車騒音の調査

1 調査概要

本市では、自動車騒音の常時監視について、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で、全評価対象区間 (118 区間) を対象にして面的評価を行いました。

※ 評価対象となる幹線道路：高速自動車道、一般国道、県道、4車線以上の市道

2 面的評価

面的評価とは、道路端から 50m以内の地域を「道路に面する地域」と定義し、その地域に立地する住居への騒音影響を把握する評価手法で、道路端での騒音測定値を基に各住居における騒音値を推計し、その推計値を環境基準値と比較し、環境基準を達成していると推定される住居の戸数の割合で評価します。

平成 22 年度に道路端で測定した騒音値 (23 区間中、12 区間) の内 1 区間で、昼間 (午前 6 時～午後 10 時) 及び夜間の区分 (午後 10 時～午前 6 時) で、環境基準値を超えた地点がありましたが、要請限度値を超えた地点はありませんでした。(表 2-1)

平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で、全評価対象区間 (118 区間) で調査を実施した結果、幹線道路に面する地域の内、昼夜ともに環境基準を達成した住居の割合は 86.3%でした。(表 2-2)

表 2-1 自動車騒音の面的評価結果 (平成 22 年度評価区間)

No	地点名 (路線名)	車線数	測定車線	道路端での騒音値 (dB)		評価対象戸数 (戸)	上段：環境基準達成率 (%) 下段：環境基準達成戸数 (戸)		
				昼間	夜間		昼夜	昼	夜
1	河内町岳～河内町野出 熊本玉名線	2	—	—	—	65	100.0 65	100.0 65	100.0 65
2	春日 7 丁目 25 熊本高森線	2	下り	66	62	525	100.0 525	100.0 525	100.0 525
3	池田 4 丁目 熊本田原坂線	2	下り	69	64	775	99.9 774	99.9 774	99.9 774
4	太郎迫町～河内町岳 植木河内港線	2	—	—	—	90	100.0 90	100.0 90	100.0 90
5	尾ノ上 4 丁目 戸島熊本線	2	上り	65	61	2,410	100.0 2,410	100.0 2,410	100.0 2,410
6	佐土原 2 丁目 8 小池竜田線	2	上り	65	60	846	100.0 846	100.0 846	100.0 846
7	海路口町～奥古閑町 天明川尻線	2	—	—	—	124	100.0 124	100.0 124	100.0 124
8	戸島 5 丁目 4 益城菊陽線	2	上り	66	58	509	100.0 509	100.0 509	100.0 509
9	南高江 2 丁目～川尻 2 丁目 川尻宇土線	2	—	—	—	87	100.0 87	100.0 87	100.0 87

年度 №	地点名 (路線名)	車 線 数	測定 車線	道路端での 騒音値 (dB) *1		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率 (%) 下段:環境基準達成戸数 (戸)		
				昼間	夜間		昼夜	昼	夜
10	河内町船津～河内町岳 植木河内港線	2	—	—	—	310	100.0 310	100.0 310	100.0 310
11	出水 3 丁目～江津 2 丁目 熊本空港線 (新道)	2	—	—	—	211	100.0 211	100.0 211	100.0 211
12	龍田 7 丁目～龍田町弓削 瀬田龍田線	2	—	—	—	334	100.0 334	100.0 334	100.0 334
13	石原町～龍田町弓削 託麻北部線	2	—	—	—	93	100.0 93	100.0 93	100.0 93
14	飛田 4 丁目～四方寄町 託麻北部線	2	—	—	—	130	100.0 130	100.0 130	100.0 130
15	御領 8 丁目～上南部 3 丁目 小池竜田線	2	—	—	—	35	100.0 35	100.0 35	100.0 35
16	上南部 1 丁目～龍田 7 丁目 小池竜田線	2	—	—	—	102	100.0 102	100.0 102	100.0 102
17	白山 1 丁目 10 二本木小碓線	2	下り	72	68	1,353	82.6 1,118	87.1 1,178	82.6 1,118
18	流通団地 2 丁目 本荘犬渕線	2	上り	67	63	295	100.0 295	100.0 295	100.0 295
19	上林町 2 手取本町清水線	2	上り	68	64	51	100.0 51	100.0 51	100.0 51
20	春日 8 丁目 17 野口清水線	4	上り	69	63	121	100.0 121	100.0 121	100.0 121
21	本荘 4 丁目 2 新市街三船インター線	4	上り	65	59	456	99.8 455	99.8 455	99.8 455
22	辛島町 8 南熊本駅新町線	4	上り	66	61	292	100.0 292	100.0 292	100.0 292
23	紺屋阿弥陀寺町 熊本駅北部線	4	下り	63	59	114	100.0 114	100.0 114	100.0 114
戸数合計						9,328	9,091	9,151	9,091

※1 : 囲み数字 (□) は、測定した騒音レベルが環境基準値を超えた場合。

※2 : 交差点部では、2 つの評価区間に重複して住居が立地する場合がありますが、戸数合計は、それぞれの和 (延べ数) として計算しています。

表 2-2 自動車騒音の面的評価結果 (平成 18 年度～平成 22 年度 全評価対象区間)

評価年度	評価区間	評価対象戸数	環境基準達成戸数 (環境基準達成率)		
			昼夜	昼	夜
平成 18 年度	18 区間	26,044	19,666	23,600	19,669
平成 19 年度	27 区間	22,364	18,115	20,343	18,120
平成 20 年度	27 区間	18,072	16,756	17,451	16,791
平成 21 年度	23 区間	14,971	14,726	14,862	14,731
平成 22 年度	23 区間	9,328	9,091	9,151	9,091
平成 18～22 年度	118 区間	90,779	78,354 (86.3%)	85,407 (94.1%)	78,402 (86.4%)

(参 考)

●環境基準、要請限度

道路に面する地域の環境基準と幹線交通を担う道路 (高速自動車道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道など) に近接する区域の自動車騒音に係る環境基準及び要請限度は以下のとおりとなっています。(表 2-3、表 2-4)

表 2-3 道路に面する地域の環境基準

	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル	55デシベル
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル	60デシベル

※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 2-4 による。

※ A地域とは専ら住居の用に供される地域、B地域とは主として住居の用に供される地域、C地域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を、それぞれ指しています。

表 2-4 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準及び要請限度

	昼間	夜間
環境基準	70デシベル	65デシベル
要請限度	75デシベル	70デシベル

※ 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

※ 等価騒音レベルにより評価する。

※ 近接する区域とは、2車線以下の道路の場合は道路敷地境界から15m、2車線を超える道路の場合は、20mまでの範囲のことを言います。

[要請限度]

自動車騒音が要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会や道路管理者に対し、必要な措置を講じるよう要請したり、意見を述べたりすることができます。

なお、要請限度達成状況の評価方法は、一時的にかつ特定の場所で連続する7日間中3日間の騒音の状況を測定することとなっており、常時監視の測定評価方法とは異なります。